相続相談 郵便局に大きな期待

対 いんどう周作参議院議員
談 小川 実相続診断協会代表理事

■大相続時代と言われても増えています。いますが、相続トラブル 小川代表理事 高齢化

「地域の最後の砦」としての郵便局に対する期待が高まる中で、新たな役割として注目されているのが相続相談だ。年間約50兆円規模の遺産が受け継がれていく「大相続時代」と言われているが、相続トラブルは急増している。相続トラブルは人間関係に深刻な影響を与えるだけではなく、社会的にも大きな損失をもたらす。こうした中で、「笑顔相続」を目指し、2011年に相続診断士の資格試験を創設したのが相続診断協会（JiDA）だ。昨年の参議院議員選挙に全国郵便局長会（勝又一明会長）の組織内候補として立候補し、自民党比例代表最多票で当選を果たした犬童（いんどう）周作参議院議員は、地域のサービス拠点を郵便局に集約する必要性を訴え、相続相談にも対応していく必要があると説いている。いんどう議員とJiDAの小川実代表理事に「笑顔相続」のための郵便局の役割などについて語ってもらった。

が進む日本では現在、年間150万から160万人が亡くなっており、10年間のスパンで考えると、1500万人の相続が発生しているのです。

ところが、自分が死んだ後に家族が揉めないように遺言を作っておこうとする人は、わずか10%未満です。そのため、亡くなってから財産をめぐって揉めるケースが非常に多いのです。相続関連の相談は約18万件と10年前の2倍に増えています。これからさらに増えると予想されています。私は相続トラブルを「争族」（あらそうぞく）と呼んでいます。こうした「争族」が増えるような社会になってほしくありません。揉め事が頻繁に起きれば、それだけ社会的なコストもかかります。相続トラブルが頻繁に起きて、様々な手続きが必要になります。引っ越しひとつとっても、転出・転入届、国民健康保険加入申請、保育園等の入園申請などの手続きがいくつも出てくるようになります。すでに引っ越しについては、そうした様々な手続きがかなりワンストップでできるようになりました。とはいえ、士にも相談しなければならないケースがあります。ところが、これまでは士だけではなく、行政書士、司法書士、さらに弁護士にも相談しなければならないケースがあります。ところが、相続は誰に相談すればいいかわからないし、どういう手続きがあるかもわからない。そこで、スマホやパソコンのデータや、ネットサービスのアカウント情報、個人情報などを生前に整理しておく「デジタル終活」ということも言われるようになっています。

相続の場合には、税理士、司法書士、さらに弁護士にも相談しなければならないケースがあります。ところが、これまでは士だけではなく、行政書士、司法書士、さらに弁護士にも相談しなければならないケースがあります。ところが、相続は誰に相談すればいいかわからないし、どういう手続きがあるかもわからない。そこで、スマホやパソコンのデータや、ネットサービスのアカウント情報、個人情報などを生前に整理しておく「デジタル終活」ということも言われるようになっています。

高齢化が進む中で医療・介護費の拡大に歯止めをかけるため、予防医療が進められています。それと同じように、相続トラブルの増加による社会的コストを抑えるために、未然にトラブルを防ぐ準備が必要だと思います。相続診断士が「笑顔相続」の道先案内人として活躍することを期待しています。

2021年からデジタル庁にいた時に、私は出生から死亡まで、人生の主要なライフイベントに関わる行政手続きの効率化を進めました。

妊娠、出生、引っ越し、就職・転職、結婚・離婚、介護、死亡などのライフイベントに際して、様々な手続きが必要になります。引っ越しひとつとっても、転出・転入届、国民健康保険加入申請、保育園等の入園申請などの手続きがいくつも出てくるようになります。すでに引っ越しについては、そうした様々な手続きがかなりワンストップでできるようになりました。

相続には事前準備が非常に重要です。相続診断士という資格を知っていただきたいと思います。

いんどう議員 相続でトラブルが起きないように、事前に整理しておくことは絶対に必要ですね。「人生100年時代」と言われているのに、相続をめぐって揉め事が増えるような社会になってほしくありません。揉め事が頻繁に起きれば、それだけ社会的なコストもかかります。相続トラブルが頻繁に起きて、様々な手続きが必要になります。引っ越しひとつとっても、転出・転入届、国民健康保険加入申請、保育園等の入園申請などの手続きが必要になります。すでに引っ越しについては、そうした様々な手続きがかなりワンストップでできるようになりました。

相続の場合には、税理士、司法書士、さらに弁護士にも相談しなければならないケースがあります。ところが、これまでは士だけではなく、行政書士、司法書士、さらに弁護士にも相談しなければならないケースがあります。ところが、相続は誰に相談すればいいかわからないし、どういう手続きがあるかもわからない。そこで、スマホやパソコンのデータや、ネットサービスのアカウント情報、個人情報などを生前に整理しておく「デジタル終活」ということも言われるようになっています

1面のつづき

事前に準備し〝笑顔相続〟を

◆対 いんどう周作 参議院議員
◆談 小川 実 相続診断協会代表理事

小川代表理事　そうなのです。民法は法務省、税金は財務省というように管轄する省庁が分かれています。そのため、トータルで相談できるところがなかなかないのです。

いんどう議員　たから、デジタル庁でライフイベントごとにオンラインでワンストップでできるようにしようとしても、相続は非常に複雑なので簡単にできないのです。

小川代表理事

そうこうしているうちに、高齢化は進行し、独居高齢者が急増しています。2040年には日本の一般世帯の約4割が独居となり、65歳以上の独居高齢者は約896万人に増えると予測されています。

さらに、認知症患者が増えて来ます。できるだけ元気な時に、ある程度の「終活」を進め、相続についての相談もしておくべきであるという事です。また、認知症になってしまった場合には成年後見人を立てなければならないケースも多くあります。現在の成年後見人制度にも様々な問題点が指摘されています。皆さんの活動も将来的には成年後見人との連携を強くする必要があるのではないでしょうか。

小川代表理事　2030年には国内の認知症の人が保有する金融資産は、個人金融資産の約1割に相当する215兆円に達すると予想されています。これらは意思能力の低下により「凍結」されていて、そうなる前に準備をしておかなければならないのです。

いんどう議員　相続相談を必要としている人たちの「ニーズを把握するためには、高齢者の方への支援を行っている人たちとの連携が必要だと思います。民生委員や、みまもりサービスを行っている郵便局などと連携すれば、相続相談のニーズを拾うことができると思います。

小川代表理事　実は相続の専門家は不足しているのです。弁護士、税理士、司法書士、行政書士などが、相続の専門家と呼ばれていますが、その中で、相続診断士が唯一の相続の専門家です。この年に行われた相続税改正で、基礎控除が「5000万円＋10000万円×法定相続人の数」から「3000万円×法定相続人の数」へと引き下げられました。この改正により、これまで相続税とは無縁だった世帯まで課税対象となり、マスコミは「大相続時代」の到来と呼ばれています。

小川代表理事　相続の専門家は2割程度しか相続税を把握していないのでしょうか。

相続診断士の資格は2011年に始まり、資格取得者は5万2000人になったのが2015年で、この年に行われた相続税改正で、基礎控除が「5000万円＋10000万円×法定相続人の数」から「3000万円×法定相続人の数」へと引き下げられ、相続診断士の資格者の増加が急速に増えました。

いんどう議員　税理士＋600万円×法定相続人の数」から「3000万円×法定相続人の数」へと引き下げられ、相続診断士の方に、一時ビアリングしてもらい、相続・税金などの問題を把握し、士業と一緒にリューションを提供していくことを考えていますが、ここに郵便局が入っていけると、多くの情報提供ができて、それを継続的に広がりが出てくるとの期待しています。

いんどう議員　特に郵便局長さんたちは相続人の持っていただいている相続・税金などの問題を把握しながら、地域の人たちと接し、住民のニーズをよく知っています。

小川代表理事　相談に乗るためには相続の基礎知識を持っていたく必要があると思っています。現在、日本郵政グループで約1000人が相続診断士の資格を取得しています。

法定相続人の範囲・順位、法定相続分、相続税などの基本的知識を持っている人が多くの人の手伝いができるのではないかと思います。

いんどう議員　相続において郵便局長や社員が果たしうる役割はいろいろあると思います。自ら、その一つです。

もう一つは、相続相談を必要としている地域の人たちの情報を相続診断協会に繋いでいくという役割です。それを継続し、繋いだ案件が増えていけば、自然に相続についての知識も増えていくと思います。

すでに金融の知識を持っている局長さんもいらっしゃるので、相続相談に入りやすい部分もあると思います。

そのような中で、相続の問題などについても認知症診断も、その1つの役割ができるのではないでしょうか。

先ほど述べたように、地域住民に対するサービス拠点が撤退する中で、郵便局は地域の最後の砦として期待が高まっています。郵便局に地域のサービス拠点を集約していこうという流れを作りたいのです。この拠点を活用して、相続相談にも対応していくべきだと思います。ガソリンの販売も郵便局に、ある程度集まるようになります。

小川代表理事　大都市圏への集中と地域の過疎化という二極化が深刻化していると思います。そうなると、地域では独居高齢者が増えるのではないかと思います。こうなれば、郵便局の窓口に高齢者の人たちが集まるようになります。

小川代表理事　今後、郵便局が遠隔診療を拠点として活用されるようになります。郵便局に来る機会が増えれば、局員と接し、様々なカルマネジメントが求められるようになります。

いんどう議員　今後は、それぞれの地域にロなニーズに応えていくことは社会全体の利益になると思います。

小川代表理事　自分のふるさとの活性化のために遺産を使いたいという人もいますね。

いんどう議員　その通りです。そのような様々なニーズに応えていくことは社会全体の利益になると思います。

いんどう議員

いんどう議員 郵便局に地域のサービス集約
高齢者を守りコミュニティ維持 小川代表理事

■改めて超高齢化社会における郵便局の役割について聞かせてください。

いんどう議員　少子高齢化が進む地域では、生活に必要な様々な拠点がなくなっています。地方自治体の支所、診療所、農協、銀行、公共交通機関などが撤退していました。

そして、ガソリンスタンドの撤退も進んでいます。ガソリンの暫定税率が廃止され、ガソリン価格が下がっても、ガソリンを入れるために、遠くまでいかなければならなくなります。

今までは高齢者の人たちが郵便、貯金、保険のサービスを受けるために来ていましたが、今、郵便局の窓口になっている人たちが、終活、相続などの問題を抱えて来ています。

■相続診断協会はオリジナルのエンディングノートの販売もしています。

小川代表理事　エンディングノートは遺言書とは異なり、法的な効力はありません。また、先日参加させていただきましたが、「相続業語」の講演はいいですね。落語を通じて、気楽に、わかりやすく、楽しみながら、相続に関心を持ってもらえると思います。

小川代表理事　相続落語は、京橋郵便局などでも開催させていただいています。

いんどう議員　郵便局と相続診断協会がコラボ繋がる話ですので、ぜひ自治体とも連携してやっていただきたいと思います。自治体、郵便局、民生委員をはじめ高齢者が集まるアクセスする人たちとの連携は色々あると思います。

小川代表理事　エンディングノートは遺言書と異なり、法的な効力は持ちませんが、「想いを残すことにより「笑顔相続」に導く事ができます。また、自分自身の人生をより豊かに生きるための「自分史」として活用することができます。

相続診断協会はオリジナルのエンディングノートを販売しています。郵便局とともにエンディングノートについてのイベントなども企画できればいいと考えています。

『笑顔相続ノート』を販売しています。郵便局でも販売していただいています。郵便局とともに相続診断協会に必要な拠点として郵便局を活用することを考える必要があると思います。法改正が、今後は、デジタル、AI含め様々なサービス拠点を駆使し、ガソリンスタンドも含め生活に必要なサービスを管理する拠点として郵便局を活用することを考える必要があると思います。法改正が、今後は、デジタル、AI含め様々なサービス拠点を駆使し、ガソリンスタンドも含め生活に必要なサービスを管理する拠点として郵便局を活用することを考える必要があると思います。法改正が、今後は、デジタル、AI含め様々なサービス拠点を駆使し、ガソリンスタンドも含め生活に必要なサービスを管理する拠点として郵便局を活用することを考える必要があると思います。法改正が、